2　花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、令和12年の産出額の目標を4,500億円とする。

また、令和12年の産出額の目標を達成するための花きの種類ごとの内訳は次のとおりとする。

切り花類	2,700億円
鉢もの類	1,100億円
花木類	200億円
球根類	20億円
花壇用苗もの類	370億円
芝類	80億円
地被植物類	30億円

①　輸出額の目標

輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、令和12年の目標額を200億円とする。

②　輸入額の見込み

輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、また、法に基づき講じられる花きの生産性向上等の施策の効果が発揮されることを前提とすれば、令和12年に300億円になることが見込まれる。

第３　花き産業の振興のための施策に関する事項

需要に基づく花きの安定生産・安定供給を図るため、国産花きの生産者の経営の安定、花きの生産性及び品質の向上の促進、加工及び流通の高度化、鮮度の保持の重要性への留意、輸出の促進、研究開発の推進等について、国及び地方公共団体は、以下の施策を講ずるよう努める。

1　生産対策

⑴　花きの生産基盤の整備

新規参入者の確保・育成とともに、生産性向上を通じた生産基盤の強化を進めるため、生産コストの低減に資する集出荷調製施設等の共同利用施設・機械の導入、暑熱対策等による周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、既存ハウスの流動化や機能強化、ヒートポンプ等の省エネ設備の導入を推進するよう努める。なお、施設整備にあたっては、地域計画と連携しながら推進するよう努める。また、農業生産資材価格の上昇による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。さらに、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・種苗供給体制の強化、農業大学校等における花きの生産技術の教育、これらの機会も活用した知的財産に関する意識・知識の向上等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。

生産性向上に当たっては、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）第７条第１項に規定する生産方式革新実施計画について、花きの生産者等による作成を推進するとともに、ロボット・データ駆動型農業や環境制御型の生産システム、自動選花機等のスマート農業技術等の導入を推進するよう努める。その際、スマート農業に対応するための基盤整備を推進するよう努める。

品質向上に当たっては、集出荷調製施設における低温庫といった産地の低温設備等、品質の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

自然災害や価格低下等のリスクに対する備えを進めるため、収入保険や園芸施設共済等への加入、激甚化する風水害等の自然災害に対する事業継続計画の策定、施設の補強等の取組を推進するよう努める。また、省エネルギー対策に取り組む施設園芸産地を対象に、燃料価格の上昇に応じて補塡金を交付するセーフティネット対策を実施するよう努める。

⑵　気候変動への適応策・緩和策

近年の温暖化による開花期の前進・遅延、生育不良等の高温障害や病害虫被害等の発生が深刻化する中、需要期における出荷の安定・拡大及び品質の向上を確保するため、開花調整等の計画生産技術の導入及び高温障害を回避・軽減する既存ハウスへの換気窓の設置や遮光・遮熱資材、循環扇、細霧冷房、ヒートポンプ等の資機材を活用した栽培管理技術、物理的・生物的防除法に係る技術・資材の導入を推進するよう努める。あわせて、高温耐性や病害虫抵抗性品種の導入を推進するよう努める。また、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づき、省エネルギーかつ最適な温度・日長管理技術の導入による温室効果ガスの削減や化学農薬のみに依存しない耕種的・物理的・生物的防除法に係る技術・資材の導入等の環境負荷低減の取組を推進するよう努める。

⑶　研究開発の推進

国産花きの生産量増加、低コスト生産、需要拡大、海外輸出等を推進するため、高温又は低温耐性等の気候変動への適応性、病害虫抵抗性、日持ち性といった特性を有する花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携の下、適切な役割分担等を図りながら、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入、ゲノム情報等を活用した品種開発の加速化を促進するよう努める。さらに、国内外における品種登録等による新品種の適正な管理や品種識別技術の開発等により、知的財産の侵害への対策を推進するよう努める。

生産性及び品質の向上を進めるため、産学官連携により、暑熱対策やニーズに応じた計画生産、日持ち性の向上等に関する研究開発を推進するよう努める。また、花きの特性に沿ったスマート農業技術の開発・改良及び既存技術と組み合わせた栽培体系の構築・導入を推進するよう努める。

特徴ある品種・品目等の高付加価値花きから日常使い向けに価格を抑えた花きまで、多様な需要に対応しつつ、高収益化の実現に向けた栽培体系の構築を推進するよう努める。

2　流通対策

⑴　花きの流通の高度化

物流のひっ迫が懸念される中、「花き流通標準化ガイドライン」を基本に、パレット・台車の利用や段ボール箱等の資材規格の統一等、流通に要する荷役作業・荷待ち時間の短縮、共同輸送と組み合わせたストックポイントの構築等のコストの低減に資する流通経路の合理化を推進する取組に対し支援を行うよう努める。特に、流通経路の合理化に当たっては、環境に負荷がかからない輸送やモーダルシフト等、産地から小売までの流通に係る関係者の理解促進に努めるとともに、流通情報のデジタル化と併せた通信環境の整備、流通情報システム間のデータ互換性の確保等のプラットフォーム整備の取組を推進するよう努める。また、花きの短茎規格等、省資材や積載効率の向上に資する出荷規格の見直しの取組についても推進するよう努める。

日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、暑熱対策等品質の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び卸売市場やストックポイントにおける低温庫の整備等を推進するよう努める。